
平成26年度 日本保険学会大会
共通論題「保険業規制と国際的調和」

G-SIIsに関するIAISでの検討状況 と本邦保険業界への影響

2014年10月19日(日)
日本損害保険協会 国際部
浅見俊雄

目次

1. 国際保険監督基準策定の背景・・・P3～6
2. IAISが策定している国際保険監督基準におけるG-SIIsの位置付け・・・P7～8
3. G-SIIsに適用される資本規制およびIAISでの検討状況について・・・P9～21
4. G-SIIsに適用される規制に関する本邦保険会社への影響・・・P22

1. 国際保険監督基準策定の背景

■ 保険セクターのグローバル化

世界中の保険会社が、自国以外の保険市場に進出。国際的に活動する保険会社が増えてくると、当該保険会社を国を跨いで監督するために、複数の保険監督当局間で意思疎通が可能となる規制の共通言語が必要となる。

■ 2008年9月の金融危機

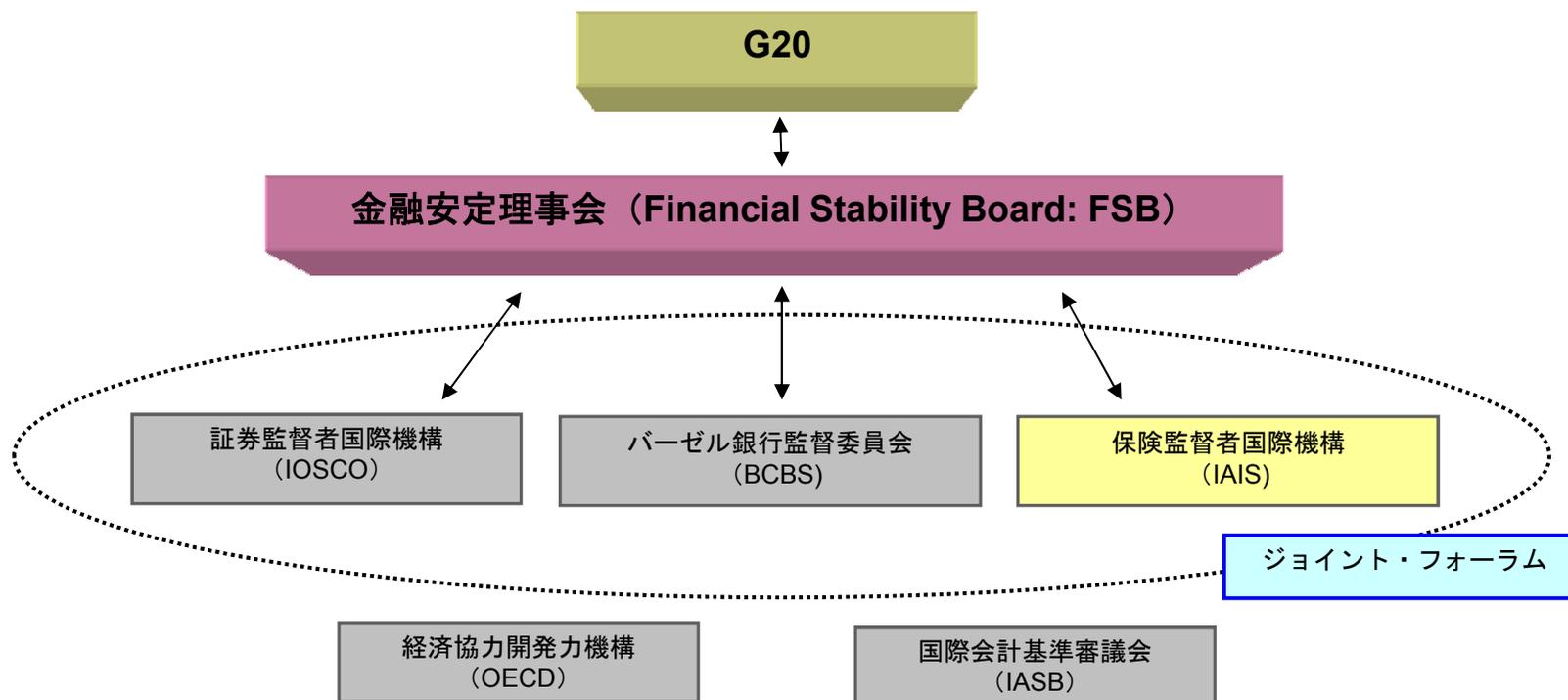
2008年9月に発生した世界的な金融危機を契機として、G20および金融安定理事会(FSB)は、システムリスクを引き起こす可能性のあるシステム上重要なグローバルな金融機関(G-SIFIs)を特定し、G-SIFIsが経営危機に陥った場合に金融市場の混乱や「公的資金による救済・破綻処理」を防ぐために監督を強化して、新たな規制(自己資本の上乗せ、破綻処理の整備等)を課すことを検討している。

1. 国際保険監督基準策定の背景

国際保険監督基準



具体的かつ整合性のとれた形で各国に導入できる監督枠組の策定を目指す



1. 国際保険監督基準策定の背景

日本の損保事業の国際化

- 46ヶ国・地域で営業(2014年4月1日現在)
- 駐在員事務所数: 184 (//)
- 駐在員数: 778名 (//)
- 現地雇用者数: 33,792名 (//)
- 2012-2013年度は北米・中南米を中心に全地域で正味収入保険料が増加。アジア・大洋州も増加傾向が顕著。
- 各国各地域で日系顧客 → ローカル物件の引受拡大傾向
- 再保険ビジネスも強化・注力

1. 国際保険監督基準策定の背景

海外損害保険事業の推移

海外連結損害保険子会社の地域別正味収入保険料

(単位：百万円)

	元受保険会社			再保険 専門会社	合計
	北米・中南米	欧州・中東 ・アフリカ	アジア・大洋州		
2009年度	279,928	83,858	97,219	185,340	646,352
2010年度	268,479	73,209	111,699	173,689	627,080
2011年度	261,008	61,668	136,117	183,151	641,948
2012年度	343,903	85,929	170,330	230,665	830,834

海外連結損害保険子会社の地域別正味支払保険金

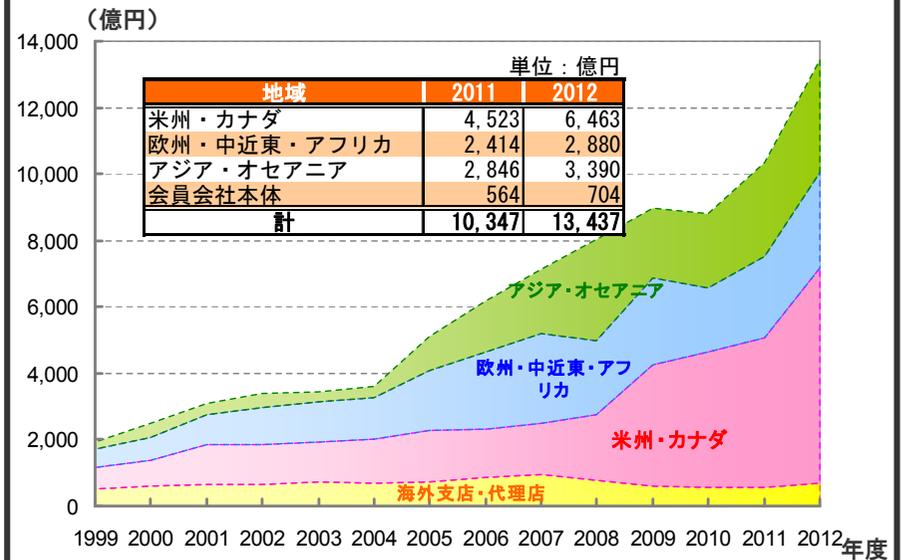
(単位：百万円)

	元受保険会社			再保険 専門会社	合計
	北米・中南米	欧州・中東 ・アフリカ	アジア・大洋州		
2009年度	125,570	90,591	49,680	68,300	334,145
2010年度	123,535	56,700	53,350	63,325	296,914
2011年度	135,464	59,923	66,296	99,975	361,662
2012年度	155,760	50,287	88,900	167,101	462,054

(注)1. 国内保険持株会社又は国内保険会社傘下の連結財務諸表の連結対象となる海外損害保険子会社の会社数・正味収入保険料・正味支払保険金（内部取引相殺前）の単純合計を記載しています。

ご参考：日本損害保険グループの海外事業の推移

出資および業務を行っている保険会社のグロス保険料（生保・年金事業含む）



2. IAISが策定している国際保険監督基準におけるG-SIIsの位置付け

<IAISが策定している国際基準例>

■ ICP (Insurance Core Principles)

民営・官営、生保・損保に関わらず全ての保険者および保険グループの監督に適用される基本原則。保険監督機関が権限を持つ分野、管理すべき分野の原則を定める。

(例: 免許交付、モニタリング、立ち入り検査、清算、ガバナンス、リスク管理、資本十分性、投資、ディスクロージャー等)

■ ComFrame (Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Group)

国際的に活動する保険グループ (IAIGs) の監督のための共通の枠組み。

IAIGsの選定基準やIAIGsに課される要件(ガバナンス、リスク管理等の定性要件及び定量要件(資本要件)※)、監督者に求める要件等を策定。

※ComFrameにおける資本要件として、現在国際資本基準(Insurance Capital Standard: ICS)の策定作業中。

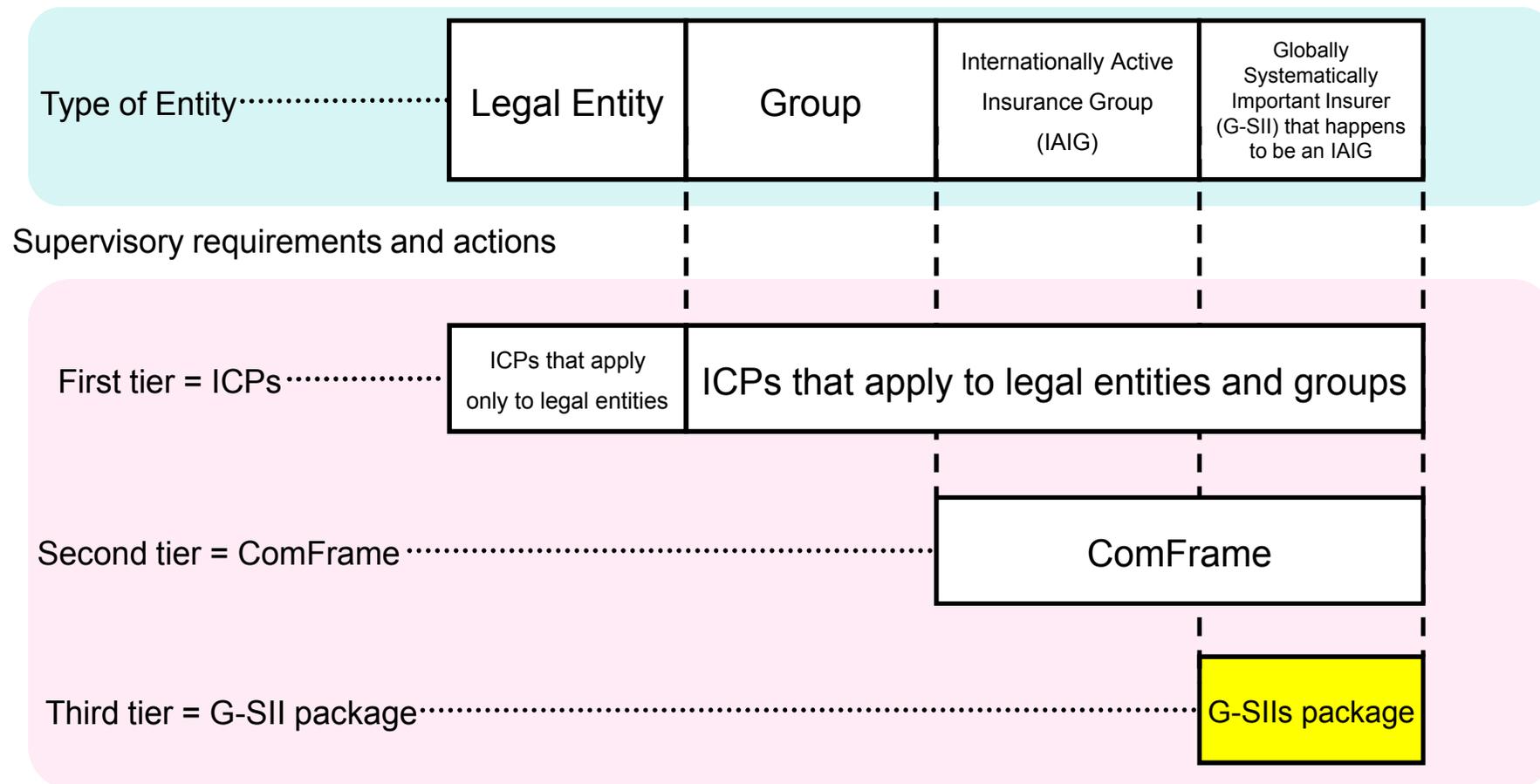
■ G-SIIs package (Global Systemically Important Insurers package)

システム上重要なグローバルな保険会社(G-SIIs)の選定基準や適用規制を策定。G-SIIsに選定された保険会社には上乗せ規制として、監督強化や破綻処理枠組みの整備、上乗せの資本要件※が適用される。

※上乗せ資本要件(Higher Loss Absorbency: HLA)およびその土台となる簡易的な資本要件(Basic Capital Requirement: BCR)の策定作業中

2. IAISが策定している国際保険監督基準におけるG-SIIsの位置付け

Architecture of IAIS standards



3. G-SIIsに適用される資本規制およびIAISでの検討状況について

＜選定基準の概要(2013年7月 IAIS公表)＞

- 次の3つのプロセスを経て、FSB、各国当局がIAISと協議の上でG-SIIsを選定する。
 - ✓ 指標ベース評価アプローチ
 - ✓ IFS評価アプローチ
 - ✓ 監督上の判断および検証の取り込み

指標ベース評価アプローチ

次の各指標に設定されたウェイトに基づいて計算し、G-SIIs候補を決定する。

カテゴリー	指標
規模	総資産、総収入
グローバルな事業	母国外で発生する収入、事業を行う国数
相互関連性	金融機関への貸出・他の金融機関の発行証券の保有、金融機関からの借入・自社発行証券の他の金融機関による保有、再保険、デリバティブ、大口エクスポージャ、ターンオーバー、レベル3資産
非伝統的保険および非保険(NTNI)事業	非保険契約者負債・非保険収入(NTNI事業の程度)、デリバティブ取引、短期資金調達、金融保証、変額保険商品の最低保証、グループ内コミットメント、ヘッジング/複製を除く投機的なデリバティブ取引、保険負債の流動性の程度
代替性	特定保険種目の保険料

3. G-SIIsに適用される資本規制およびIAISでの検討状況について

<選定基準の概要(2013年7月 IAIS公表)>

IFS評価アプローチ(*)

保険者の事業ポートフォリオを、伝統的、準伝統的、非伝統的、非保険金融事業、非保険産業事業に区分し、各区分に設定されたウェイトに基づいて評価する。

* 2011年11月にIAISが公表した報告書”Insurance and Financial Stability”に基づいたアプローチ

保険 引受および保険をサポートする投資 /資金管理機能	伝統的	準伝統的	非伝統的
	2.5%/20%	12.5%/50%	22.5%/75%
非保険 金融事業	100%		
非保険 産業事業	0%		

監督上の判断および検証の取り込み

IAISは、指標評価アプローチおよびIFS評価アプローチによって得られた結果について、関連監督当局と協議した上で、必要に応じて当該G-SIIsに関する追加情報を公開情報源および監督当局から入手し、検討に加える。

3. G-SIIsに適用される資本規制およびIAISでの検討状況について

<G-SIIs一覧(2013年7月現在)>

- 以下の9社が選定された(アルファベット順)。
 - 再保険者は2014年以降選定の対象となる。
 - G-SIIsの選定は、2014年11月以降、毎年11月に実施される。
-
- ✓ Allianz SE(独)
 - ✓ American International Group, Inc.(米)
 - ✓ Assicurazioni Generali S.p.A.(伊)
 - ✓ Aviva plc(英)
 - ✓ Axa S.A.(仏)
 - ✓ MetLife, Inc.(米)
 - ✓ Ping An Insurance (Group) Company of China, Ltd.(中)
 - ✓ Prudential Financial, Inc.(米)
 - ✓ Prudential plc(英)

4. G-SIIsに適用される資本規制およびIAISでの 検討状況について

<適用規制の概要>

- G-SIIsは下表の監督規制の対象となる。

加重監督	<ul style="list-style-type: none"> ➢ IAISの保険基本原則(Insurance Core Principles: ICPs)およびFSBの「システム上重要な金融機関への監督の密度と実効性に関する勧告」に基づく措置を実施する。 ➢ 措置にはシステミックリスク管理計画(Systemic Risk Management Plan: SRMP)の策定、流動性計画・管理の強化などが含まれる。 ➢ グループワイド監督者は連結・グループワイド監督のための直接的なアプローチが確実に適用されるよう、持株会社に直接的な権限を有する。
実効的な破綻処理	<ul style="list-style-type: none"> ➢ FSBの「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」に基づき、危機管理グループ(Crisis Management Groups: CMGs)の設置、再建・破綻処理計画(Recovery and Resolution Plans: RRP)の策定、破綻処理実行可能性評価の実施、金融機関ごとのクロスボーダーの監督協力合意などの措置が実施される。 ➢ NTNI事業の伝統的保険事業からの分離に関する計画、ポートフォリオ移転およびランオフ・アレンジメントの潜在的利用、既存の契約者保護・保証制度など、保険事業の特性が考慮される。
上乗せ資本* (Higher Loss Absorbency: HLA)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 初めに、G-SIIsを対象とするHLA要件の土台となるものとして、非保険子会社を含む、グループの全活動に適用されるバックストップ資本要件(BCR)を策定する(2014年9月)。 ➢ HLAの適用は、非伝統的保険事業・非保険金融事業の伝統的保険事業からの実効的な分離の有無に基づいて考慮されうる。 ➢ 実効的に分離されている場合、HLAはシステム上重要な事業を行う事業体に適用されうる。 ➢ HLA要件は質の高い資本によって満たされる。 ➢ HLAの詳細は市中協議を経て、2015年末までに策定される。

* HLAの詳細については今後IAISでの検討が予定されている。

4. G-SIIsに適用される資本規制およびIAISでの検討状況について

<BCR: Basic Capital Requirements>

【G-SIIsの資本規制におけるBCRの位置付け】

- G-SIIs向けの上乗せ資本要件(HLA)の土台となる「ベーシックな」資本要件
- G-SIIsのみに適用される
- G-SIIsの非保険子会社を含むグループ内全事業活動が対象(ただし重要性の低い非金融事業は除外され得る)
- ICSが策定された時点で、BCRはICSに取って代わられる予定(ICSの制定は2016年12月)

4. G-SIIsに適用される資本規制およびIAIS での検討状況について

<BCRの基本原則>

基本的なレベルで国際的な比較可能性を確保するために、BCRの開発にあたって以下の6原則が掲げられている。

- ① 主要なリスク・カテゴリーの反映
- ② 管轄地域間での結果の比較可能性
- ③ ストレス耐性
- ④ シンプルな設計と表示
- ⑤ 構造の内部整合性
- ⑥ 透明性と公表データの活用最適化

4. G-SIIsに適用される資本規制およびIAISでの検討状況について

<BCRの比率の計算(2014年7月のIAISコンサル時点)>

BCR比率は適格資本リソースを所要資本で除して算出される。

$$\text{BCR比率} = \frac{\text{適格資本リソース}}{\text{所要資本}}$$

適格資本リソース

- 適格資本リソースは、グループ内の全ての持株会社、保険事業体、銀行事業体、その他のサービス事業会社を含む、連結グループワイド・ベースで算出される。必要に応じて、所要資本の構成(次頁参照)と整合させるために調整が加えられる。
- 適格資本リソースの定義は、ComFrameにおいて提案されている適格資本リソースの定義を使用する。

4. G-SIIsに適用される資本規制およびIAISでの検討状況について

<BCRの比率の計算(2014年7月のIAISコンサル時点)>

$$\text{BCR比率} = \frac{\text{適格資本リソース}}{\text{所要資本}}$$

所要資本

- 所要資本も連結グループワイド・ベースで算出され、保険(非伝統的保険事業を含む)、銀行(バーゼルIIIに基づく要件を適用)、およびその他の非保険金融事業・重大な非金融事業(現行規制資本要件の対象外であるもの)の3要素で構成される。
- 所要資本の算出においては、リスク係数を考慮した係数ベース手法が採用される。同手法では、資産・負債から生じるリスクが4カテゴリー(伝統的生命保険、伝統的損害保険、非伝統的保険、資産)・15区分に分類され、区分毎に設定されたリスク・エクスポージャの代用尺度およびリスク係数に基づき、所要資本が算出される。
- 算出された15区分の所要資本の和(BCRの水準設定のために一括調整される可能性がある)に、非保険事業のリスクに対応する資本(バーゼルIIIに基づく要件等を事業の種類に応じて適用して算出)を加えて、BCRの所要資本が算出される。

$$\text{BCR Required Capital} = \alpha \left[\sum_{i=1}^4 a_i \text{TL}_i + \sum_{i=1}^4 b_i \text{TNL}_i + \sum_{i=1}^4 c_i \text{NT}_i + \sum_{i=1}^3 d_i \text{A}_i \right] + \sum_{i=1}^n \text{NI}_i$$

※TL:伝統的生保業務に係る負債、TNL:伝統的損保業務に係る負債、NT:非伝統的保険活動、A:資産、NI:保険以外の活動

α(アルファ)はBCR全体の水準を調整するための調整係数であり、特定の信頼水準を目指すために用いる可能性がある。

a_i, b_i, c_iおよびd_iは各エクスポージャーに適用する係数を示している。

TL_i, TNL_i, NT_iおよびA_iはエクスポージャーを示している。

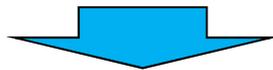
NIは非保険事業に適用される当該金融セクターのルール(例えばバーゼル銀行監督委員会(BCBS)が策定したバーゼル合意の要件)により算出されるリスクチャージを反映する。

4. G-SIIsに適用される資本規制およびIAISでの検討状況について

＜ BCRの比率の計算(2014年7月のIAISコンサル時点)に関する損保協会意見 ＞

- BCR所要資本の計算式では、伝統的生保(TL)、伝統的損保(TNL)、非伝統的保険(NT)および資産(A)の各所要資本に対して一律の調整係数アルファを適用することとなっているが、それら4要素のリスクの度合いの相対的重要性の差を考慮せずに、一律に所要資本の水準を引き上げることは不適當ではないか。
- 今後HLAを課すにあたってNTの要素が相対的に重視される可能性を考慮すれば、TLとTNLに乗じる調整係数アルファと、NTに乗じる調整係数(仮にベータとする)、Aに乗じる調整係数(仮にガンマとする)を区別し、NTの要素を重視できるような計算式とすることが考えられる。

$$\text{BCR Required Capital} = \alpha \left[\sum_{i=1}^4 a_i \text{TL}_i + \sum_{i=1}^4 b_i \text{TNL}_i + \sum_{i=1}^4 c_i \text{NT}_i + \sum_{i=1}^3 d_i \text{A}_i \right] + \sum_{i=1}^n \text{NI}_i$$



$$\text{BCR Required Capital} = \alpha \left[\sum_{i=1}^4 a_i \text{TL}_i + \sum_{i=1}^4 b_i \text{TNL}_i \right] + \beta \sum_{i=1}^4 c_i \text{NT}_i + \gamma \sum_{i=1}^3 d_i \text{A}_i + \sum_{i=1}^n \text{NI}_i$$

4. G-SIIsに適用される資本規制およびIAIS での検討状況について

<HLA: Higher Loss Absorbency>

【G-SIIsの資本規制におけるHLAの位置付け】

- G-SIIsが有するシステミック・リスクを抑制するための資本の上乗せ規制
- HLAを策定するに当たっての土台となるものは、BCRであるがICSが策定された時点で、BCRはICSに取って代わられる予定(ICSの制定は2016年12月)
- 現状のスケジュールでは2015年末に策定され、2019年からG-SIIsに適用

4. G-SIIsに適用される資本規制およびIAIS での検討状況について

<HLAの基本原則>

HLAの開発にあたって以下の10原則が掲げられている。

- ① 比較可能性・・・算出結果が管轄地域間で比較可能でなければならない。
- ② G-SIIのリスク・・・HLAはG-SIIの状態を評価するリスク・ドライバーを反映しなければならない。
- ③ コストの内在化・・・G-SIIが倒産・破綻した場合、金融システムや経済全体にコスト負担をかける可能性があるため、HLAにはこれらのコストの一部を内在させなければならない。
- ④ 回復力・・・様々な経済環境下において機能し、有効でなければならない。
- ⑤ Going concern・・・HLAおよびその基礎となる資本要件(BCR/ICS)は、G-SIIsがgoing concernであることを前提としている。
- ⑥ 資本の質・・・HLAの資本の質は最も高い資本の質で構成されなければならない。

4. G-SIIsに適用される資本規制およびIAIS での検討状況について

<HLAの基本原則>

HLAの開発にあたって以下の10原則が掲げられている。

- ⑦ 実用性・・・HLAの設計は、粒度と簡便性の間のバランスをとることで、実用的かつ実務的なものである必要がある。
- ⑧ 整合性・・・HLAの構造は、HLAがカバーする必要のある保険・非保険事業体の範囲および時間の経過に対して整合性があり、適用可能なものでなければならない。
- ⑨ 透明性・・・透明性の水準は、特に提供される最終結果および公表データの使用の点において、最大限に高められなければならない。
- ⑩ 改善・・・HLAはフィールドテスト実施の過程でIAISが得た経験やデータを踏まえて改善される。

4. G-SIIsに適用される資本規制およびIAISでの検討状況について

＜国際保険資本規制スケジュール＞

主な実施日・日程	必要な措置(または中間的措置)
2014年9月	➤ G-SIIsの全活動に適用されるBCRの策定(IAIS)
2014年11月	➤ G20首脳によるBCR承認 ➤ 第2回G-SIIs選定(FSB、以後毎年11月)
2014年12月	➤ HLAおよびICSの市中協議開始(締切:2015年2月)
2015年1月	➤ G-SIIsによる保険監督者へのBCR報告開始
2015年末	➤ HLAの策定(IAIS)
2016年末	➤ ICSの策定(IAIS)
2018年後半	➤ ComFrame(ICSを含む)の策定(IAIS)
2019年1月	➤ 2017年11月に選定されたG-SIIsに対するHLA要件の適用開始

5. G-SIIsに適用される規制に関する本邦 保険会社への影響

- **本邦保険会社がG-SIIsに選定される可能性**
G-SIIsに選定されていない保険グループと比較して、資本量、破綻処理計画の策定等の面で重い負担
- **国内規制におけるD-SIIs導入の可能性**
銀行においてはグローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)の認定後、国内でシステム上重要な銀行(D-SIBs)の認定作業が行われていることに鑑みると、保険も銀行同様に国内でシステム上重要な保険会社(D-SIIs)を認定し、G-SIIsに選定された保険会社と同様の規制が国内規制として本邦保険会社に課される可能性